

新たにお店等を始める皆様へ

防火対象物使用開始の届出は
お済ですか？



火災予防条例により、店舗等の出店で建物又はその部分を使用しようとする方は、**使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始**の届け出が必要です。

また、建物の用途を変更したり、模様替え、間仕切り等の変更工事を行うことにより、消防法に基づき新たに消防用設備等の設置が必要となることもあり、防火管理者の選任義務が生じる場合もあります。

新たにお店を始める計画をされている方は、事前に建物の所在地を管轄する消防署予防係にご相談ください。

届出用紙のダウンロードは、こちらから__

<http://www.kitaharima119.net/download/kasaiyobo/>

北はりま消防本部

北はりま消防本部	予防課	0795 (48) 3071	(直通)
西脇市	西脇消防署予防係	0795 (23) 6106	(直通)
加西市	加西消防署予防係	0790 (42) 9119	(直通)
加東市	加東消防署予防係	0795 (42) 3560	(直通)
多可町	多可消防署予防係	0795 (32) 0119	(代表)



【参考】飲食店等に係る消防関係規制

防火管理者の選任と届出（消防法第8条）

収容人員が30人以上の建物は、防火管理者の選任と届出が必要です。

北はりま消防本部では、毎年7月に防火管理者の資格を取得するための講習会を実施しています。

防災対象物品の使用（消防法第8条の3）

飲食店等で使用するカーテン等は、法令で定める防災性能を有するものを使用しなければなりません。

消防用設備等（消防法第17条）

消火器

建物の延べ面積が150㎡以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階、3階以上の階では床面積50㎡で設置が必要です。

自動火災報知設備

建物の延べ面積が300㎡以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階、3階以上の階では床面積が100㎡で設置が必要です。

非常警報設備

建物の収容人員が50人以上の場合に設置が必要となるほか、地階や避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階では、収容人員が20人以上で設置が必要です。

避難器具

階の条件により設置が必要な場合があります。

設置が必要となる階の条件

- ・2階以上の階又は地階で収容人員が50人以上のもの。（耐火構造の2階を除く。）
- ・2階以上の階のうち、直接地上に避難できる階又は地上に直通する階段が1つしかない階は、収容人員が10人以上のもの。

誘導灯

すべてに設置が必要です。ただし、一定の要件を満たすものについては設置しないことができます。

上記のほか、建物の構造、規模に応じて屋内消火栓設備などの消防用設備等が必要となる場合があります。

詳しくは管轄する消防署予防係に確認してください。